

で、前任は松山保護観察所長でしたが四国管内も初めてでした。所長は一～二年での異動が多いため、「存在感のない所長」とならないよう気を引き締めていく所存ですが、一方で「所長の存在感自体は無くてもよい」と思うこともあります。

更生保護活動は属人性が高い印象を受けることが時々あります。もちろん、個人的な尽力や人間関係の構築は大切ですが、それに依存してしまうと、コロナのような大きな事象に限らず、些細なことで機能不全となってしまうおそれもあります。所長が誰であっても、また、保護司会の役員や関係機関・団体の長や担当者が誰であっても充実した更生保護活動を推進できるようになりますが大切であると、コロナ禍や前任地を一年で異動

後任として会長を拝命致しました。浅学非才者の故ご指導ご鞭撻の程宜しくお願ひします。



年五月に会長就任以来十一年の長きにわたり、責務を曲がりなりにも果たすことが出来ました。この十年の更生保護は、嘗てなかつた程の大きな変貌を遂げてきました。と言うのも、保護観察事件数は、平成十四年以降毎年減少を続けておりますが、再犯率が増大しています。そこ

度施行七十周年記念事業にも関わらせていただきました。また全国でも初めて、対象者の保護観察終了後も支えてゆくことが出来るフォローアップ事業も、賛同をいただき動き出しました。

おかげで様々な、達成できた喜びと苦労を体験出来ました。

これもひとえに関係者の皆様の万難を排しての、暖かいご指導ご協力の賜物と衷心より厚く御礼申し上げますとともに、これからの一念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

就任に当たって



大津保護觀察所長
宮山芳久

一ノ九二七

となつたことで痛感しました。

となつたことで痛感しました。更生保護法の一部改正では、保護観察所が保護観察を終了した者等や地域住民・関係機関等からの相談に応じることが盛り込まれ、現在、本年十二月の施行に向けた準備を進めています。保護観察所においては、個人の尽力に依存しない、息の長い支援の円滑な実施に向け、地域におけるネットワークの構築等を推進してまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をお願ひ申し上げます。

③民間協力者の活動の促進等があります。これらの計画は個人の取り組みではとても実行することは出来ません。地方公共団体や民間の大きな力を結集して実行できるものと思っています。昨今の日本は詐欺や不審電話等による強盗事件等、今まで考えも及ばなかつた事が起つています。事件に県民の方が巻き込まれないよう我々保護司だけでなく、保護観察所や連合会や警察・行政等と協力して犯罪や非行の無い社会づくりに努めたいと思っています。

結びになりますが、皆様のご協力をお願い申し上げ就任の言葉と致します。

で、平成二十四年七月に、犯罪対策閣僚会議で、「刑務所等に再入所する者の割合を、十年で二割以上減少させる」ことが数值目標として掲げられ、「社会における『居場所』（住居）と『出番』（就労）を作る」ことが施策の一つとされました。こうした目標の達成に向け更生保護関係者の中でも、重要な役割を担っているのが我々保護司です。彼らの仕事の基盤である更生保護サポートセンターの充実が図られました。そして平成二十八年には再犯防止推進法が制定され、県や市町をはじめ様々な人たちが協働して立ち直りを支える必要が生まれ、更生

A wide, dark river flows through a landscape of green fields and trees. In the foreground, several small boats with people are visible, including one with a white flag. The river curves to the right, leading towards a distant, hazy mountain range under a cloudy sky.

野洲川冒険大会～いかだくだり（守山市）

野洲川冒険大会～いかだくだり～は、野洲川冒険大会実行委員会が主催し、守山市の社会教育事業の一環として実施しています。今年のいかだくだりは7月1日（土曜）、2日（日曜）に開催されます。郷土守山の自然の素晴らしさについて学ぶ機会となります。（写真：守山）

更生保護
びわこ

第129号

令和5年7月1日発行
大津市京町三丁目1番3号
滋賀県更生保護ネットワークセンター内
滋賀県保護司会連合会
(更)滋賀県更生保護事業協会

暮じかゝじがじれの
地域共生社会の実現を目指して



保護司の皆様におかれましては、平素から更生保護活動にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、犯罪を犯したり非行に走つてしまふ背景には、貧困や虐待などの家庭環境、職場や学校でのいじめなどが一因にあると言われていますが、少子高齢化や核家族化、家庭や地域における人と人のつながりが希薄化している現在社会の中では、身近に頼れる人や支えてくれる人がいない、自己存在感や自己肯定感を実感できないなど、生きづらさを抱える人が増えています。

そのような中、行政として再犯を防止し立ち直りを支援していくためには、このような生きづらさを感じている人たちに寄り添い、人と資源が世代や分野を超えてつながることができる地域づくりが必要であり、皆様との協働は欠かせないものと考えております。

本市におきましても、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、令和4年3月に、『人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち』を基本理念とする第4期守山市地域福祉計画と一緒に、「地方再犯防止推進計画」を策定しました。本計画では、「社会を明るくする運動、保護司だよりなどの啓発・周知活動」、「孤立を生まない仕組みの推進」、「立ち直りに向けた支援」を3つの柱に掲げ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を地域の一員として迎え入れ、住み慣れた地域での社会復帰を見守ることがができる体制づくりのみならず、生きづらさを感じている人誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

今後におきましても、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指して、保護司の皆様とともに、相談や啓発など更生保護事業を推進してまいりますので、引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、昼夜を分かたず更生保護活動にご尽力いただいております保護司の皆様に感謝申しあげますとともに、皆様の更なるご活躍と滋賀県保護司会連合会並びに滋賀県更生保護事業協会の発展を心からお祈り申し上げます。

令和5年度業務重點事項

大津保護觀察所

【重点事項1】 更生保護法等の一部改正等を通じた「地域社会に貢献する更生保護」の実現

- (1) 息の長い社会復帰支援の推進
改正更生保護法下における「地域社会に貢献する更生保護」の理念を実現するため、刑事司法の入口・出口段階双方において、適宜・適切な支援を実施し、再犯防止に努める。
具体的には、『満期釈放者ガイドライン』等に基づき、矯正施設との連携を一層強化することや、一人でも多くの受刑者の帰住先確保を始めとする生活環境の調整を実施する。
また、社会復帰の受け皿となる更生保護施設等における受入体制の整備や収容状況の適正化を図る。
さらに、検察庁や地域生活定着支援センター等と連携し、積極的に更生緊急保護の重点実施や継続的支援を行うことにより、息の長い社会復帰支援に繋げる。

(2) 地方公共団体と一緒に連携した再犯防止の取組の推進
地方再犯防止推進計画の策定に向け、保護司組織との連携を強化しながら、県下市町と密接な協力関係を築き、再犯防止の重要性等の理解を促進するとともに、同推進計画策定を推進する。
また、再犯防止推進法に基づく再犯防止啓発月間の趣旨を踏まえ、“社会を明るくする運動”等広報啓発活動を効果的に展開し、多くの国民に更生保護に対する一層の理解と協力を得るよう努める。

(3) アセスメントを活用した社会内処遇の着実な推進
保護観察所の実施体制の整備及び保護観察官のアセスメント業務への習熟を図ること等により、C F Pを効果的に活用し、充実したアセスメントに基づく保護観察処遇を推進する。

(4) 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進
検察庁及び矯正施設等の関係機関・団体との連携を強化し、更生保護における被害者支援等施策制度の周知を図るとともに、被害者等の状況に応じたきめ細かな支援を行う。
被害者担当官及び被害者担当保護司に対し、実践的な技能を習得させるため、他機関・団体等が実施する会議や研修会等に参加するようする。

(5) 滋賀県保護司会連合会が実施する、再犯防止「滋賀県更生保護フォローアップ事業」について、その目的が達成されるよう支援を行う。

【重点事項2】 保護司適任者確保に資する積極的な情報発信と主体的な働き掛け

保護司組織との連携をしながら滋賀県対策本部の取組方針に沿った取組を展開し、特に若者を中心とした保護司の適任者確保に重点的に取り組む。

また、保護司の安定的確保及び保護司活動の一層の充実を図るため、更生保護サポートセンター（以下、サポセンという。）の活用を図り、保護司活動インターンシップや保護司候補者検討協議会の開催を促すとともに、各保護区のサポセン活用の好事例などを全保護区で共有する。

【重点事項3】 基本に忠実な職務遂行を通じた信頼される更生保護行政の実現

行政文書の誤廃棄、保有個人情報の漏えい、情報の不適切な取扱い等が生じないよう適切な事務手続を徹底し、国民から信頼される更生保護行政の実現に向けて取り組む。

【重点事項4】 医療観察制度の対象者の円滑な社会復帰の促進

関係機関・団体との連携を強化し、新たな機関・団体や障害福祉サービス事業者等の参画を得て、地域処遇における支援体制を充実させ、精神保健観察中の重大な再他害行為及び自殺を防止するとともに、生活環境調整を計画的に実施して、対象者の地域処遇への円滑な移行に努める。

また、滋賀県医療観察制度運営連絡協議会や処遇実施上のケア会議を定期的に開催し、医療・健康福祉関係機関との意見交換や情報共有に努め、連携を強化する。

| | | |
|---------|-------------------------|------|
| 所長 | (転入元・松山保護觀察所 所長) | |
| 企劃調整課長 | (転入元・近畿地方更生保護委員会 調整指導官) | 池田克彦 |
| 統括保護觀察官 | (転入元・京都保護觀察所 上級調査官) | 河本朱美 |
| 保護觀察官 | (転入元・大阪保護觀察所 保護觀察官) | 坂村上明 |
| 保護觀察官 | (転入元・和歌山保護觀察所 保護觀察官) | 高田奈美 |
| 保護觀察官 | (転入元・近畿地方更生保護委員会 法務事務官) | 秋田瑞穂 |
| 保護觀察官 | (暫定再任用短時間) | 中條美里 |
| 採用 | 退職(令和5年3月31日付) | 山口裕司 |
| 保護觀察官 | 山口裕司 | 山芳 |

| | | |
|---------|-----------------------|---------|
| 所長 | （転出先・高松保護觀察所・所長） | 多田 美奈子 |
| 企劃調整課長 | （転出先・京都保護觀察所・企劃調整課長） | 沖 晃 晃 |
| 統括保護觀察官 | （転出先・京都保護觀察所・統括保護觀察官） | 田 靖 智 |
| 保護觀察官 | （転出先・神戸保護觀察所・保護觀察官） | 北 村 千 裕 |
| 保護觀察官 | （転出先・京都保護觀察所・保護觀察官） | 徳 島 早 智 |
| 保護觀察官 | （転出先・大阪保護觀察所・保護觀察官） | 福 田 駿 介 |
| 社会復帰調整官 | （転出先・大阪保護觀察所・社会復帰調整官） | 山 本 浩 史 |

令和5年度
春の保護観察所人事異動
(敬称略)

この春、京都保護観察所から
転入して参りました。

大津保護観察所での勤務は初
めてとなります。以前から滋
賀県内の更生保護関係者の皆様
の取組は耳にしておりました。

この度、その皆様と御一緒で
きることをうれしく感じており
ます。御指導・御鞭撻の程、よ
ろしくお願ひ致します。

村上明美

統括社会復帰調整官として転
任してまいりました。村上と申し
ます。医療観察制度を担当しま
す。対象となる人達が病状の悪
化により再犯に至ることなく
社会生活を営めるよう、滋賀県
内の関係各所に御協力を賜り、
取り組んでまいりたいと考えて
おります。御指導・御鞭撻の程
よろしくお願ひ申し上げます。

池田克彦
本年四月一日付で、近畿地方更生保護委員会から参りました。大津保護観察所での勤務は九年振りですが、四たび湖国の更生保護関係者の皆様と共に職務に励めることは誠に光栄で感慨深いです。これまでお世話になつた皆様はもちろん、初対面の方も温かい叱咤激励を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

地区担当官等配置表 (令和5年4月1日実施)

大津保護觀察所

| 保護観察官 | 保護区等 | 地区担当官以外の事務 |
|-----------------|---|--|
| 統括保護観察官 河本朱美 | 草津・彦根 大津（西部・滋賀） 甲賀・守山・高島 長浜の統括 | 処遇部門の統括、少年処遇管理官、地域援助担当統括 |
| 保護観察官 廣瀬久美子 | 草津・彦根 | 事件係（主）、住居不定者の観察事件集中管理担当官、社会貢献活動担当官 |
| 谷口悠佳 | 大津（西部・滋賀） 甲賀 | 薬物・家族会担当官、恩赦事務管理官、就労支援担当官、交通短期・更生指導担当官 |
| 高田奈美 | 長浜 | 企画調整業務 |
| 中条美里 | 守山・高島 | 事件係（副）、薬物・家族会担当官、交通短期・更生指導担当官、社会貢献活動担当官 |
| 統括保護観察官 濱田洋介 | 大津（中部・東部） 近江八幡・東近江 光風寮の統括 | 処遇部門の統括、特別調整担当官、地域援助担当統括 |
| 主任保護観察官 上坂 敦 | 光風寮（主） | 更生緊急保護担当官、自立準備ホーム担当官、特別調整担当官、社会復帰対策担当官 |
| 吉本晋也 | 大津（中部・東部） 近江八幡 光風寮（副） | 更生緊急保護担当官、特別調整担当官、就労支援担当官、薬物・家族会担当官 薬物回復訓練担当官 |
| 山口裕司 | 東近江 | 薬物・家族会担当官、就労支援担当官、薬物回復訓練担当官 |

★薬物・家族会担当官～河本（統括）、吉本、谷口、中条、山口

★薬物回復訓練担当官～河本（統括）、吉本、山口 ★社会

★交通短期保護觀察・更生指導担当官～河本（統括）、谷口、中条

★就労支援担当官～濱田（統括）、吉本、谷口、山口
★更生支援担当官～濱田（統括）、上原、吉本

★特別調整担当官～濱田（統括）、上坂、吉本
大事件係、廣瀬、古名

文献活動担当官～河本（統括）、廣瀬、中条

緊急保護担当官～濱田（統括）、上坂、吉本
監督封管～濱田（統括）、上坂

対策～濱田（統括）、上坂
資料作成：河本、濱田



第73回 “社会を明るくする運動”について ～犯罪や非行のない社会を目指して～



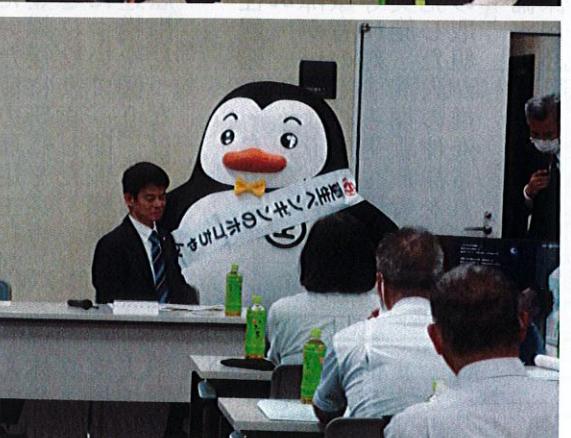
滋賀県推進委員会事務局からのお知らせ

○ “社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、毎年7月を強調月間とし、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

○ 滋賀県推進委員会

滋賀県では、滋賀県推進委員会委員長に三日月大造知事をお迎えし、令和5年5月18日に、大津びわ湖合同庁舎において、滋賀県推進委員会を実施しました。当日は、賛同団体75団体のうち33団体に御参集いただき、昨年度の本運動の取り組みなどを紹介しました。



滋賀県内の各地で、地方公共団体の長に対する内閣総理大臣からのメッセージ伝達、駅やスーパーにおける街頭啓発活動、学校での挨拶運動、講演、啓発用ポスターやのぼり旗の設置など、この運動を広めていくための様々な取り組みを実施してまいります。

この運動の推進について、皆様の御理解・御協力をお願いします。

ぼくも推進委員会に
参加したよ！



○社会貢献活動について
社会貢献活動は、対象者がボランティア活動を行うことにより自己有用感を得て、更生に向けた契機となることが期待される活動です。

特別遵守事項として参加を義務付けられた対象者及び特別遵守事務

○係属事件数の概況
表1は、大津保護観察所管内の直近五年間の保護観察事件係属件数です。令和三年度から令和四年度にかけて、年度末現在の仮釈放者の数が微増しているものの、全体としては少年対象者ののみならず、成人対象者も減少傾向が続いている。保険司を始めとした更生保護ボランティアの皆様の日頃からの犯罪予防活動が犯罪の減少に寄与しているものと思われます。

その一方で、対象者の特徴に注目すると、発達障害や知的障害を抱える少年の対象者や、成年精神障害がある対象者、高齢者の対象者など、保護観察の処遇に特徴的な配慮を要する事案が多くなっています。

表2は、直近五年の生活環境調整事件係属件数です。令和三年度には、やや増加が見られるものの、長期的に見ると減少傾向にあります。

令和四年四月から、少年法改正により、十八歳・十九歳の少年を特定少年として取り扱うことになりましたが、保護観察制度も一部変更されていきますが、引き続き特定少年に係る事件の推移もしくは、少年法改正により、十八歳・十九歳の少年を特定少年として取り扱うことになります。

表1 保護観察事件 年度末係属性数の推移
(平成30年度～令和4年度)

| | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 保護観察処分少年 | 125 | 129 | 91 | 87 | 80 |
| 少年院仮退院者 | 27 | 21 | 21 | 14 | 10 |
| 仮積放者 | 31 | 36 | 32 | 24 | 29 |
| 保護観察付執行猶予者 | 111 | 119 | 116 | 100 | 97 |
| 合計 | 294 | 305 | 260 | 225 | 216 |

表2 生活環境調整事件 年度末係属性件数の推移
(平成30年度～令和4年度)

| | (平成30年度 第1四半期) | | | | |
|--------|----------------|-----|-----|-----|-----|
| | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 |
| 受刑者 | 361 | 348 | 311 | 318 | 291 |
| 少年院在院者 | 23 | 18 | 9 | 13 | 16 |
| 合計 | 384 | 366 | 320 | 331 | 307 |

○緊急的住居確保・自立支援対策の状況

高齢や障がいにより、自立が困難な対象者の福祉的支援、起訴猶予者等に对する更生緊急保護の重点実施、満期釈放者対策等、罪を犯した人の住居を確保するための取組が推進されていきます。

自立準備ホームは、一時的な住居の確保が必要となる場合に活用するものであり、令和五年四月一日現在、大津保護観察所内では、四法人十施設の受託

○地域援助等の施行準備
「刑法等の一部を改正する法律」により、改正された更生法保護法等が本年十一月中に施行されます。地域援助及びその他の法改正事項に係る業務を確保するには、「地域援助等」といいましては、「息の長い」「支援の社会に貢献する更生保護」の実現に向けた基盤となる業務です。本年四月から法施行まで、地域援助保護観察所においては、本年等の施行準備に計画的に取り組んでいくことになつております。具体的には、①地域支援ネットワークの構築に向けた取組、②支援機関等に対する援助等、③④支援対象者に対する援助等の準備に当たつていくことになりますが、特に、①を進める上になり、皆様にもお力添えをいたしましたが、区域の関係機関等に対する働き掛けが主な要となりました。その際、保護が係ります。御協力をよろしくお願いします。

域援助等の施行準備

刑法等の一部を改正する
により、改正された更生保法
等が本年十一月中に施行される予定です。地域援助及
ての他法改正事項に係る業務
次下「地域援助等」といいま
は、「息の長い」「支援の
保休に資するとともに、「地域
云に貢献する更生保護」の実
向かた基盤となる業務です。
保護観察所においては、本年
の方から法施行まで、地域
の施行準備に計画的に取り組
てまいりたいことになつております。
的には、①地域支援ネット
ワークの構築に向けた取組、
機関等に対する援助等、③②ト具
援助対象者に対する援助等、
端に当たつていくことになり
ますが、特に、①を進める上
方公共団体や地域の関係機
団体に対する働き掛けが重
なります。その際、保護司
御協力をよろしくお力添えをいた
お頼いしますので、皆様にもお
もあらうかと思ひますので、
お頼いします。

事業者が登録されていきます。令和四年度は保護観察対象者等五名を委託しました。

今後も自立準備ホームをより一層活用していくとともに、対象者の特性に幅広く対応できるよう、登録事業者の拡充を図つていきたいと考えております。